ただ とどけで 正しく 国出をしましょう

とどけで かん 届出に関するQ&A



このしおりは、なぜ福祉事務所へ届け出なくてはならないのか、真体的にどんな内容を届けなくてはならないのか、届け出ることで何かメリットがあるのか、届け出ないとどうなるのか、などを説明するために作成したものです。

おだわらしふくしじむしょ
小田原市福祉事務所



②1 なぜ、福祉事務所へ届け出ることが必要なの?

A1 生活保護法では、収入の状況などに変化があったときや、居住地を異動したときなど、福祉事務所へ届け出ることが義務つけられています。



生活保護法第61条

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、文は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関文は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。



▲2 届け出が必要な内容は次のようなものです。



はたら しゅうにゅう とど で ① **働 きによる 収 入 を届け出る**

- ・毎月の給与などの定期的な収入
- 賞等や音払いの熱熱、退職釜などの 監時的な収入など





はたら しゅうにゅう とさ で **② 働 きによらない 収 入 を届け出る**

- ・年金や公的手当などの収入
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金
- ・親族などからの仕送りや援助
- こうつう じ こ そんがいばいしょうきん交通事故の損害賠償金





しさん とと で ③ 資産を届け出る

- ・生命保険や損害保険などの各種保険
- ・土地や家などの不動産
- ・自動車やオートバイ、高価な貴金属 など





せたいじょうきょう へんか とど で 世帯 状 況 の変化を届け出る

- せたいいん てんにゅう てんしゅつ・世帯員の転入、転出
- * 世帯員の入院、退院
- 世帯員の出生、死亡
- ・世帯員の就 職 **、**離職
- ・住居の家賃や地代の変更





など



3 収入を得たときにきちんと届け出ると何かメリットがあるの?

A3 収入をきちんと届け出てもらうと次のような控除※が受けられます。

*控除とは・・・ある金額(収入)から一定の金額を差し引くこと。

【就労収入に対する控除】

** そこうじょ しゅうろうしゅうにゅう ばあい きゅうよそうがく おう いってい きんがく こうじょ ①基礎控除 就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除され

ます。

②未成年者控除 よ成年者が就労した場合、①の基礎控除のほかに、一定の金額が

控除されます。

③その他の必要経費 社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

※上の①~③のように控除された分は手元に残ることになります。

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・ 世代もんがっこう にゅうがくきん 専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとなります。



Q4 福祉事務所では、届け出た内容などについて何か調べたりするの?

A4 福祉事務所では、生活保護を適正に行うため、生活保護法第29条に基づき、必要に応じて次のような調査を行っています。

かぜいじょうきょうちょうさ

しゅうろうさき しんこく きゅうよじょうきょう ねんきんがく かくじちたい かくにん 就労先から申告される給与状況や年金額を、各自治体に確認します。

よちょきんとりひきめいさいちょうさ ②預貯金取引明細調査

まんこうこうざ う む つうちょう きさい にゅうしゅっきん じょうきょう かくきんゆうきかん しょうかい 銀行口座の有無のほか、通帳に記載される入出金の状況を各金融機関へ照会します。

しゅうろうさきちょうさ ③就労先調査

にゅうろうさき しゅうろうじょうきょう きゅうよがく しょうかい 就労先に就労状況や給与額を照会します。









A5 必要な届出をしなかったり、収入をいつわって申告したり、事実と違った ととけて 届出をして、保護費を受け取ると「不正受給」となります。

【例えば・・・】

- ① 噛きによる収入を得ていたが、届け出をしなかった。
- ⇒ 正しくにしてででしていれば、受けられたはずのさまざまな控除 (基礎控除・未成年者控除 など) が受けられず、その収入の全額を福祉事務所に返さなければなりません。
- ② 知人や金融機関からお金(年金担保を含む)を借りたが、届け出をしなかった
 - ⇒ 借金も収入とみなされるので、すでに受け取った保護費からその収入分の金銭 を福祉事務所に返さなければなりません。

^{ふせいじゅきゅう} 【不正受 給をしてしまうと・・・】

不正に得た保護費は福祉事務所へ返さなければなりません。また、だしく 管告をしていただければ受けられたはずの控除なども受けることが出来なくなります。

特に悪質な手段による不正受給と判断された場合には、警察へ告訴などを行う場合があります。

おわりに



福祉事務所では、この「届出に関するQ&A」や「保護のしおり」などにより、これからも、生活保護制度を正しく理解してもらえるようていねいな説明に努めていきます。
なお、ご不明な点などがありましたら、遠慮なく地区担当員へご相談ください。

まだわらしおぎくぼ ばんち 〒250-8555 小田原市荻窪300番地

おだわらしふくしじむしょ おだわらしやくしょ せいかつしえんか ほごかかり 小田原市福祉事務所(小田原市役所 生活支援課 保護係)

でんわばんごう 電話番号 0465-33-1463